



するための新たな科学的基盤を得ることを目的としている。厚生労働科学研究においては、新たな感染症の発生など、極めて緊急性が高く、社会的な要請の強い諸問題について研究を行う必要がある。また、各事業の一般公募型の研究課題になじみにくく、社会的要請の高い研究課題について、特別研究を実施する場合がある。

- (5) 平成 20 年度における主たる変更点：なし
- (6) 他府省及び厚生労働省内での関連事業との役割分担：特記なし
- (7) 予算額（単位：百万円）

| H16 | H17 | H18 | H19 | H20（概算要求） |
|-----|-----|-----|-----|-----------|
| 352 | 303 | 332 | 364 | 未定        |

- (8) 18 年度に終了した本研究事業で得られた成果

緊急性の高い研究課題に関して、期待された知見が提供された。例えば、平成 18 年 4 月の診療報酬改定に伴う在宅医療のあり方や看護職員確保に関する調査等は緊急性が高く、医療計画を策定するための喫緊の課題として位置づけられた。また、健康危機管理的な側面から、新型インフルエンザ対応ワクチン開発における効果測定法及び品質管理に関する研究は、同ワクチン開発段階で浮上した問題解決のために不可欠とされた研究である。臓器移植法の改正案の審議において検討される小児の脳死判定基準等についての科学的根拠・妥当性の検証や昨今明らかになった宇和島市の生体腎移植に関連する一連の問題等は、移植医療のあり方についてさまざまな角度から検討する必要性を生じさせた。いずれも厚生行政における制度・施策に関連の高い研究課題であり、発展的な提言を得る等、有効な成果を多く得ている。

## 2. 評価結果

- (1) 研究事業の必要性

本研究事業は、国民の健康・安全に係る緊急性のある行政課題について、迅速、かつ、科学的に対応することができるため、社会のニーズへ適合していることに加え、政策・施策の企画立案・実施上極めて必要性が高い。

- (2) 研究事業の効率性（費用対効果にも言及すること）

本研究事業の特性上、研究期間は 1 年以内であるが、「厚生労働省の科学研究開発評価に関する指針」を踏まえ、本研究事業に関する評価指針を策定し、専門家による事前評価を実施している。また、研究ヒアリングを実施し、研究の緊急性、目的の妥当性、行政的意義及び関係課との分担・連携及び他研究事業との重複等についても確認した上で、評価結果に基づく研究費の配分を実施しており、極めて効率的に実施されている。なお、短期間ではあるが、政策に反映しうる研究成果がこれまでに数多く出されており、その費用対効果の妥当性は高いと言える。

- (3) 研究事業の有効性

本研究事業は、緊急性に基づき採択され、短期間で現実的な目標達成をすることが求められ、その有効性は高いと言える。また、研究成果は政策・施策へ反映することを意図しているため、社会的、専門的・学術的な波及効果も大きい。